

感染症の予防および蔓延防止のための指針

福祉用具貸与・販売事業所 seeds 塩釜営業所は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる介護保険を始めとする福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るために本指針を定める。

1. 基本的な考え方

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を施設・事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い障害福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアル・社内規程および社会的規範を遵守するとともに、当社における適正な感染対策の取組みを行う。

2. 注意すべき主な感染症

事業所が予め対応策を検討しておくべき主な感染症は以下の通り。

- ① 利用者、家族または従業者にも感染が起こり、集団感染を起こす可能性がある感染症。
⇒インフルエンザ・新型コロナウイルス・感染性胃腸炎（ノロウイルス等）、結核等
- ② 感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症
⇒メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、緑膿菌感染症等
- ③ 血液、体液を介して感染する感染症
⇒肝炎（B型肝炎・C型肝炎）等

3. 感染症発生時の具体的対応

感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないように利用者等の保護および安全の確保等を最優先とし、次に掲げる措置を迅速に講じる。

- ① 発生状況の把握
- ② 感染拡大の防止
- ③ 医療措置
- ④ 市区町村への報告
- ⑤ 保健所および医療機関との連携

4. 感染症対策委員会の設置

事業所内での感染症の発生を未然に防止するとともに発生時における利用者および家族等への適切な対応を行うため、感染症対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- ① 事業所における委員会の運営責任者は管理者（柿沼美保）とし、当該者を以て「専任の感染対策を担当する者」（以下「担当者」という。）とする。担当者は（千葉秀昭）とする。
- ② 委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には

事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。

- ③ 委員会は定期的（年2回以上）かつ必要な場合に担当者が招集する。
- ④ 委員会の議題は担当者が決定し具体的には次に掲げる内容について協議するものとする。
 - ア 事業所内感染対策の立案
 - イ 指針・マニュアル等の整備・更新
 - ウ 利用者および従業員の健康状態の把握
 - エ 感染症発生時の措置（対応・報告）
 - オ 研修・教育計画の策定および実施
 - カ 感染症対策実施状況の把握および評価

5. 従業員に対する研修の実施

事業所は勤務する従業員に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした「感染症の予防および蔓延の防止のための研修」および「訓練（シュミレーション）」を次の通り実施する。

- ① 新規採用者に対する研修
新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。
- ② 定期的研修
感染対策に関する定期的な研修を年2回以上実施する。
- ③ 訓練（シュミレーション）
事業所内で感染症が発生した場合に備えた訓練を年1回以上実施する。

6. 指針の閲覧

「感染症の予防および蔓延の防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。また、ホームページ等にも公表し利用者および家族がいつでも自由に閲覧できるようにしておく。

<変更・廃止手続>

本方針の変更および廃止は、役員の決議により行う。

<附則>

本方針は、令和6年4月1日から施行する。